

## 工場立地法及び福島県工業開発条例の概要・フローチャート

◎工場等を新設又は変更等する場合には、下記の書類をどちらも提出する場合があります。

### 工場立地法と福島県工業開発条例の関係

	工場立地法	福島県工業開発条例
届出書類	特定工場新設(変更)届出書	工場設置新設(増設)届出書
対象	(1) 敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上 又は (2) 建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
変更届出を要する場合	(1) 生産施設を増設 (2) 敷地面積の増減 (3) 緑地等環境施設面積の減少	(1) 生産施設を 300 m <sup>2</sup> 以上増設 (2) 上記以下で、従前の生産施設面積の 20%以上の増設
規制内容	(1) 生産施設面積率 (2) 緑地を含む環境施設面積率	(1) 土地利用計画の整合 (2) 公害防止措置
届出時期	工事着工の 90 日前まで(短縮申請有)	工事着工の 90 日前まで
届出先	浅川町役場 農政商工課	
届出部数	1 部 (正本 1 部)	3 部 (正本 1 部 副本 2 部)

### 届出フローチャート

※立地法・・・工場立地法

※条 例・・・福島県工業開発条例

#### ●新設の場合



#### ●変更の場合

